

社外役員の独立性判断基準

シグマ光機株式会社
2021年9月22日制定

シグマ光機株式会社（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様とする。）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、下記の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

ただし、下記の項目のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社経営陣から独立した立場で業務執行を監督する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役又は社外監査役の要件を充足としており、かつ、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社から独立性を有する社外役員とすることができるものとします。

記

- ① 当社又は当社子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人（以下、総称して「業務執行者」という）であり、又は現在過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接若しくは間接に有する者又はその業務執行者
- ③ 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度において、当社グループから、その者の年間連結売上高の2%以上の支払いを受けた取引先）又はその業務執行者
- ④ 当社の主要な取引先である者（直近事業年度において、当社グループに対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを行った取引先、若しくは直近事業年度末において、当社グループに対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループとの間で、取締役又は監査役を相互に派遣している法人の業務執行者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者（当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）、又は最近まであった者
- ⑦ 当社グループから、1事業年度あたり1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近まであった者
- ⑧ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑨ 過去5事業年度のいずれかの時期において、上記②から⑦のいずれかに該当していた者
- ⑩ 上記①から⑧までに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族

以上

【参考情報】

1. 会社法における社外役員の要件

	社外取締役=イロハニホでない者	社外監査役=イロハニホでない者	備考
イ	(現在&過去10年に会社・子会社の) ・業務執行取締役 ・執行役 ・支配人 ・使用人「ぎょうむ・し・し・し」	(現在&過去10年に会社・子会社の) ・取締役 ・会計参与 ・執行役 ・支配人 ・使用人「とりさん・し・し・し」	子会社の業務執行取締役等も過去10年は駄目
ロ	(過去10年に会社・子会社の) ・非業務執行取締役 ・会計参与 ・監査役であって (その前10年内に会社・子会社の) ・業務執行取締役 ・執行役 ・支配人 ・使用人	(過去10年に会社・子会社の) ・監査役であって (その前10年内に会社・子会社の) ・取締役 ・会計参与 ・執行役 ・支配人 ・使用人	過去要件に親会社の関係者であったことは含まれない
ハ	(1)親会社等 or (2) (親会社等の) ・取締役 ・執行役 ・支配人 ・使用人	(1)親会社等 or (2) (親会社等の) ・取締役 ・監査役 ・執行役 ・支配人 ・使用人	・兄弟より親会社のほうが範囲が広い ・親は業務執行に限らず取締役全般がダメ
ニ	(兄弟会社の) ・業務執行取締役 ・執行役 ・支配人 ・使用人	(兄弟会社の) ・業務執行取締役 ・執行役 ・支配人 ・使用人	・兄弟会社はせまい ・兄弟の監査役は社外の監査役になれる ・兄弟会社間では社外取締役を兼務できる
ホ	(その会社の) ・取締役 ・執行役 ・支配人 ・重要な使用人 ・親会社等の配偶者又は二親等内親族	(その会社の) ・取締役 ・執行役 ・支配人 ・重要な使用人 ・親会社等の配偶者又は二親等内親族	・監査役の嫁は社外取締役になれる ・監査役の嫁は社外監査役にもなる ・ホの使用人のみ“重要”であることが要件となる

2. 東証における独立役員の要件

- A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は 法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を いう。）
- D. 最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた者
- E. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者
 - （A） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （B） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - （C） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- F. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （A） Aから前Eまでに掲げる者
 - （B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - （C） 上場会社の子会社の業務執行者
 - （D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として 指定する場合に限る。）
 - （E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （F） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - （G） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - （H） 最近において前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として 指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者